



号外	発行所 岡山大学職員組合
2019年	〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
3月 6日	電話 086-252-1111 (代) 7168 (内線)
	直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

臨床系教員に対する裁量労働制導入について、団体交渉申し入れしました ～あなたの力も組合に



2019年2月27日、大学院・大学病院の臨床系教員について4月1日からの専門業務型裁量労働制の適用を検討中との連絡がありました。臨床系教員の診療業務を「教授研究の業務と位置付け」適用するとのことです。

そもそも教員に裁量労働制を適用するためにはその教員が「主として研究に従事」している必要があります。講師以上で労働時間の5割以上、助教では9割以上が研究である必要があります。本来は制度を導入したからといって一律全員に適用できるわけではなく、一人一人がこの条件を満たすかどうかを確認する必要があります。現在の岡山大学の勤務管理でそれがわかるようになっているとは到底思えません。

今回大学側は診療業務を「教授研究業務と位置付ける」としていますが、診療業務は病院の開いている時間帯に合わせて行われており、臨床系教員が労働時間に対して裁量があるとは通常考えられません。また、今でも多くの臨床系教員が長時間労働をしていると考えられ、さらにそのうちの少なくない部分の超過勤務申請をしていないのが実態だと考えられます。それをいきなり裁量労働制にすると労働環境が悪化することが懸念されます。今まで申請した超過勤務に対する手当が減るので収入も減ると予想されます。

裁量労働制の導入を検討する前に、まずは現在の勤務状態を正しく把握することが必要ではないでしょうか。

この問題について岡山大学職員組合は団体交渉を申し入れることといたしました。要求事項は、裁量労働制の導入を考える前に、現在の診療系教員の働き方をきちんと把握し、未払いの超過勤務手当をきちんと清算しろということ、また、診療系教員の労働時間把握をきちんとできるような仕組みを提案しろ、というものです。岡山大学職員組合では、申告されていない時間外労働がかなりの時間数あるとみています。上長に出席を命ぜられた会議出席、医局会、科研による研究、学生講義の準備、試験の準備、診療の準備（カルテを事前に読む等）、診療録の記載、時間外に行われた病状説明などなどは超過勤務申請できるとご存知でしたか？これまで申請してこられましたか？これまで申請していなかったとしても実態として超過勤務をしていたことを示せば超過勤務手当を請求することができます（注：原則2年前までのものを請求することが可能）。

できれば、1人でも多くの当事者の方々に組合員になっていただいで一緒に団体交渉に臨んでいただきたいと考えています。次頁に提出した要求書を掲載します。ご意見ご質問のある方、組合に入ってみようという方、是非組合事務室までご連絡ください。

岡山大学医学部職員組合 岡山市北区鹿田町 2-5-1 岡山大学病院中央診療棟 3F

Tel/Fax 086-235-7632 (月・火・水 11時半～15時半) E-mail shikataunion@gmail.com

以下の要求書を出し団体交渉を申し入れ中です



2019年3月4日
岡大職組申129号

国立大学法人岡山大学 学長 榎野博史 様

岡山大学職員組合
執行委員長 稲垣賢二

臨床系教員裁量労働制について

日頃から岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。

2019年2月27日に突然、臨床系教員に対して4月1日より専門業務型裁量労働制の適応する方向との通知が来て驚いています。

教員に裁量労働制を適用するためには、「主として研究に従事」している必要があります。講師以上では労働時間の5割以上、助教では9割以上が研究である必要があります。現在の臨床系教員でどれほどの教員が「主として研究に従事」と言えるのでしょうか。

岡山大学職員組合としては、臨床系教員に裁量労働制を適用する前に現在の労働実態を明らかにすることが必要と考え、以下の事項を要求します。

要求項目

1. 臨床系教員の労働実態を明らかにすること。
2. 2017年度、2018年度について未払いの賃金がある場合はそれをすみやかに支給すること。
3. 臨床系教員の労働実態を正しく把握するための手段を提案すること。

裁量労働制とは

裁量労働制は、労働時間ではなく労働の成果・業績で給与を払うことを目的とした制度です。実際に何時間働いたかは関係なく、労使協定で定めた時間だけ働いたと見なして給与が払われます。労働者側のメリットは仕事のやり方や時間配分が労働者の裁量に任されることです。必要な仕事が終われば早く帰ることも可能ですし、成果が上がれば労働時間を短くすることも可能です。労働者側のデメリットは、労使協定で定められた時間より長く働いても原則として超過勤務手当がつかないことです（注：深夜労働や休日出勤に対しては手当が出ます）。



助教への裁量労働制適用について

教員への裁量労働制適用は、2003年の労働基準法の改正のときに「大学における教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る。）」が裁量労働制の対象業務に含まれたことにより可能となりました。ただし、そのときにはその業務とは「学校教育法に規定する大学の教授，助教授又は講師の業務をいうもの」となっていました。

2007年に学校教育法が改正され、助教授が准教授と名前が変わり、助教が新設されました。このときに厚生労働省から助教に関する裁量労働制の取り扱いについての通知が出されています(<http://www.joshrc.org/~open/files2007/20070402-004.pdf>)。10年以上前の通知ですが、これに代わる通知はその後出されておらず、現在もこの通知は有効であると聞いています。

その通知によりますと、助教については「専ら人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事すると判断できる場合は、(中略)専門業務型裁量労働制の対象業務と取り扱う」とされており、さらに「この場合において「助教」は、教授の業務を行うことができることになっていることから、その時間が、一週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものの一割程度以下であり、他の時間においては人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事する場合には、専ら人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事するものとして取り扱って差し支えないものとする」となっています。つまり、助教においては裁量労働制が適用されるには研究の時間が9割であることが必要という内容になっています。



診療業務は教授研究か？

大学教員への裁量労働制適用が可能となった2003年の労働基準法改正の際、厚生労働省から出された通知には「患者との関係のために、一定の時間帯を設定して行う診療の業務は教授研究の業務に含まれないことから、当該業務を行う大学の教授，助教授又は講師は専門業務型裁量労働制の対象とならないものであること。」とありました。しかし、2006年の厚生労働省の通知に「大学病院等において行われる診療の業務については、専ら診療行為を行う教授等が従事するものは、教授研究の業務に含まれないものであるが、医学研究を行う教授等がその一環として従事する診療の業務であって、チーム制（複数の医師が共同で診療の業務を担当するため、当該診療の業務について代替要員の確保が容易である体制をいう。）により行われるものは、教授研究の業務として取り扱って差し支えない」とあり、診療業務でも教授研究の業務とみなしてもよい場合があるというように解釈が変化しています。

次頁にその2006年の通知を掲載します。



平成18年2月15日付基発第0215002号厚生労働省労働基準局長通知

「労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示の適用についての一部改正について」「学校教育法に規定する大学における教授研究の業務(主として研究に従事するものに限る。)」を専門業務型裁量労働制の対象業務に追加することとする。」「教授研究の業務」とは、学校教育法に規定する大学の教授、助教授又は講師(以下「教授等」という。)の業務をいうものであること。「教授研究」とは、教授等が学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事することをいうものであること。「主として研究に従事する」とは、業務の中心はあくまで研究の業務であることをいうものであり、具体的には、研究の業務のほかに講義等の授業の業務に従事する場合に、一週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度であることをいうものであること。なお、大学病院等において行われる診療の業務については、専ら診療行為を行う教授等が従事するものは、教授研究の業務に含まれないものであるが、医学研究を行う教授等がその一環として従事する診療の業務であって、チーム制(複数の医師が共同で診療の業務を担当するため、当該診療の業務について代替要員の確保が容易である体制をいう。)により行われるものは、教授研究の業務として取り扱って差し支えないこと。

(参考:日本私立医科大学協会 事業報告 <http://www.idaikyo.or.jp/pdf/hokoku46.pdf>)



あなたも組合の仲間になりませんか?



教職員の給与・労働条件は、労使交渉で決まります！
一人でも多くの皆様が加入していただくことで、労使交渉における組合の発言力は大きくなり、よりよい労働条件を実現していくことができます。
お申し込みは、各単組役員、もしくは組合事務所まで。
メールからも、お申し込みできます。

岡山大学医学部職員組合 岡山市北区鹿田町2-5-1 岡山大学病院中央診療棟3F
Tel/Fax 086-235-7632 (月・火・水 11時半～15時半) E-mail shikataunion@gmail.com

岡山大学職員組合 岡山市北区津島中2-1-1
Tel/Fax 086-252-4148 E-mail ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp

岡山大学職員組合加入申込書 (組合事務所宛に学内便もしくはメールにて提出してください)

岡山大学職員組合に加入します。同時に組合費の口座引き落としに同意します。

氏名: _____ 性別: 男 ・ 女

所属: _____ 連絡先: (内線・E-メールなど) _____